

件名 アイオワ州における再開可能な社会経済活動の対象拡大

【ポイント】

5月20日（水）、レイノルズ知事は、一定の条件下で再開可能な社会経済活動の対象を拡大する宣言に署名しました。本宣言は5月22日05時から5月27日23時59分まで有効です。詳細は関連のリンクをご確認ください。

【本文】

5月20日（水）、レイノルズ知事は、一定の条件下で再開可能な業種の追加を発表する宣言に署名しました。本宣言は5月22日05時から5月27日23時59分まで有効です。併せて、同知事は5月28日から再開可能なサービスの拡大を発表しました。

なお、社会経済活動が一部再開しましても、基礎疾患がある方や65歳より高齢の方は自宅での滞在が強く促されておりますところご注意ください。また、10人を超える人数の集まりは原則として引き続き禁止されていますところご注意ください。

1 新たに再開が可能となる業種（全州対象）

美術館・博物館、水族館、動物園、スイミングプールは従業員と利用者の社会的距離の維持と感染拡大防止対策強化を条件に、映画館は通常営業時の半分の定員等も更に条件として、5月22日5時から再開可能となります。

結婚披露宴会場も10人を超える集会の実施の禁止等の規則に違反しないことを条件に、実施が可能となります。

2 州全土での社会経済活動の再開

6月1日から、全ての学校において、10人を超える集会の実施の禁止等の規則に違反しないことを条件に、学校の夏期活動の実施が可能となります。

3 5月28日から再開可能となるサービスの拡大

現在テイクアウトや配達のための営業が許可されているバーやその他の酒類を取り扱う施設は、通常営業時の半分の定員等の条件下で、店内外の座席でサービスを提供することが可能となります。

本宣言の詳細については、以下を参照願います。

<https://governor.iowa.gov/sites/default/files/documents/Public%20Health%20Proclamation%20-%202020.05.20.pdf>

バーの再開等については、以下を参照願います。

<https://governor.iowa.gov/press-release/gov-reynolds-signs-new-proclamation-continuing-the-state-public-health-emergency-3>

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryoji1@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。